

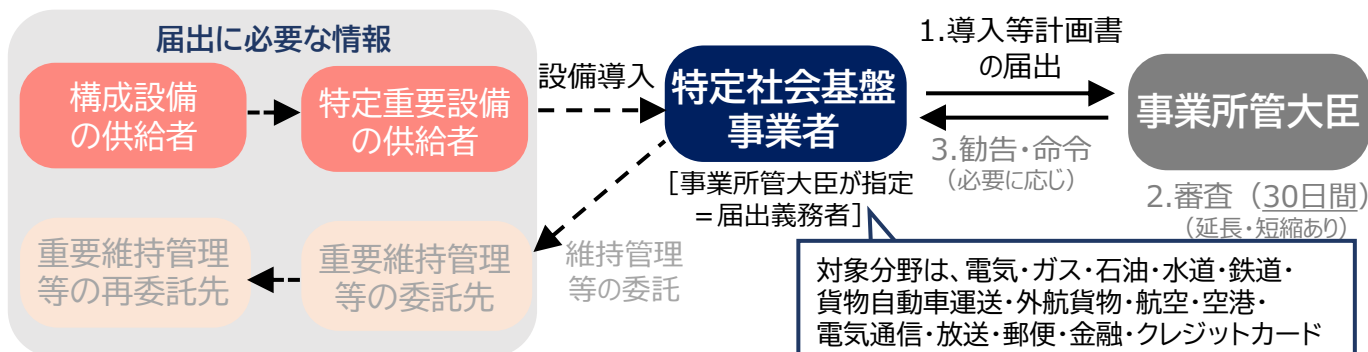
基幹インフラ制度の届出にご協力ください

-2024年5月17日から制度の運用を開始します-

※本資料は基幹インフラ制度を簡略化して説明しているところ、届出を行うに当たっては関係法令等を確認してください。

基幹インフラ制度の概要

基幹的なインフラサービスが安定的に提供されることを確保するため、経済安全保障推進法で、基幹的なインフラ事業を行う事業者（特定社会基盤事業者として指定された者）が、特定の重要設備（特定重要設備）について、導入や重要な維持管理等の委託をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度が設けられました。



Point!

特定社会基盤事業者の特定重要設備の導入について、

(1) 特定重要設備を供給する方

(2) 構成設備 (※) を供給する方

は、事前審査のため、以下のご協力をお願いいたします。

(※) 特定重要設備の一部を構成する設備等のうち、特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの



STEP1.

届出に必要な情報の「収集」

■必要な情報は次のとおりです

- ① 供給者に関する情報
- ② 供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者の情報
- ③ 供給者の役員等に関する情報
- ④ 供給者の外国政府等の大口売上先に関する情報
- ⑤ リスク管理措置の実施状況
- ⑥ 設備の製造場所が所在する国や地域
- ⑦ 設備の種類・名称・機能

(詳細は2ページ)

STEP2.

届出に必要な情報の「提供」

■提供の方法

- ① 特定社会基盤事業者に提供する
 - ※ 特定重要設備の供給者経由で提供することもあります。
- ② (一部の情報は) 自ら事業所管大臣に提供することもできます
 - ※ e-Govでの提供のほか、メールも利用できます。(詳細は4ページ)
 - ※ 事業所管大臣は、特定社会基盤事業の対象分野(電気やガス等)によって異なりますので、依頼元にご確認ください。

以下(1)(2)の方を「供給者」とします。

STEP3.

「変更」する情報の提供にご協力ください (詳細は5ページ)

※審査の結果、国からの勧告に従って対応いただく可能性があります

STEP1 必要な情報

どのような情報を提供することになりますか？

供給者の方は、以下の情報を提供していただくことになります。
(事業所管大臣の府省令で規定されています)

- ① 供給者の名称及び代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等
(個人であれば、氏名、住所及び国籍等)

! 添付書類として、登記事項証明書(※)等が必要です
※ 添付省略が可能な場合があります。

- ② 供給者の議決権の5%以上を直接保有する者に関する情報
(名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及び議決権保有割合)

- ③ 供給者の役員等(以下のiからvまでに定める方)の氏名、生年月日及び国籍等

! 添付書類として、登記事項証明書(※)等や旅券の写し等が必要です
※ 添付省略が可能な場合があります。

- i 株式会社：取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)
- ii 持分会社：業務執行社員
- iii 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合：理事
- iv 民法組合：組合員
- v その他の法人又は団体：i～ivに定める者に準ずる者

- ④ 供給者が過去3年間において、外国政府等(外国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体)との取引に係る売上高が、売上高の総額に占める割合の25%以上を占める場合には、該当する事業年度、外国政府等の名称及び売上割合

- ⑤ リスク管理措置の実施状況(具体的には、3・8ページ参照)

! 確認書類として、リスク管理措置を講じていることを証する書類が必要

- ⑥ 特定重要設備・構成設備を製造する工場又は事業場の所在する国や地域の名称
- ⑦ 特定重要設備・構成設備の種類・名称・機能

(注) 特定重要設備の供給者は、構成設備の供給者の情報を取得し、特定社会基盤事業者に提供する場合もあります。

直接事業所管大臣に提供できる情報はどの情報ですか？

- ◆ 上の枠の下線を引いている情報は、供給者等から、直接事業所管大臣に提供できます。
※ リスク管理措置の一部の項目の確認書類も、直接事業所管大臣に提供できます。
- ◆ それ以外の情報については、特定社会基盤事業者にご提供ください。
※ 特定重要設備の供給者経由で提供することもあります。

STEP1 リスク管理措置とは

リスク管理措置とは、どのようなことをするのですか？

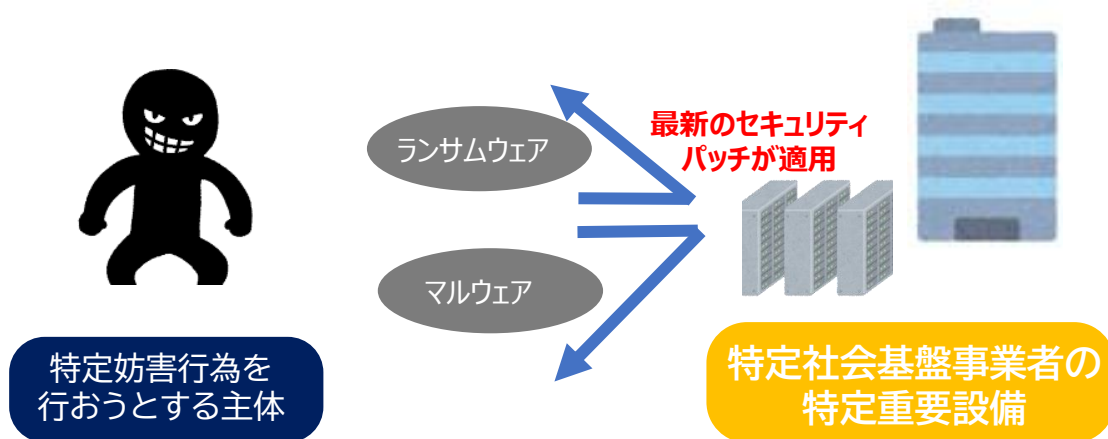
特定社会基盤事業者が行おうとする特定重要設備の導入について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を特定社会基盤事業者が自ら行い、そのリスクの内容や程度に応じて適切な措置を講ずることが有効です（すべての項目を常に実施することを求めるものではありません。）。

<リスク管理措置の一例>

リスク管理措置項目②-1：

情報セキュリティ要件（最新のセキュリティパッチや不正プログラム対策ソフト等）の実装

※リスク管理措置項目は複数あり、リスク管理措置の一覧(概要)については8ページをご確認ください。



Point !

特定社会基盤事業者は、自らの取り組みに加え、特定重要設備や構成設備の供給者がリスクを低下させる措置を行っているか確認することが考えられます。

例えば、

- ① 特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないか確認するための検証体制が構築されており脆弱性テストが行われているか
- ② 特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを導入しているか否か
- ③ 特定重要設備の供給者が製造工程において信頼できる品質保証体制を確立しているか
- ④ 特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造工程における不正な変更の有無について、定期又は随時に確認を行うか等の措置を講じていただくことが考えられます。

STEP2 提出方法のうちe-Gov利用方法

e-Govを利用して直接事業所管大臣に提供する場合、どう行えばよいですか？

- ◆ 今後、e-Govへ手続情報・届出様式を掲載予定です。（準備が整い次第、周知いたします。）
 - ◆ e-Gov電子申請サービスを利用するには、e-Govアカウントの取得とアプリのインストールが必要となります。
 - ◆ 初回利用時に、基本情報（申請者情報及び連絡先情報）を設定の上、届出様式や必要な添付資料一式をまとめてアップロードすることで申請が可能です。
- ※このほかに、メールで直接、事業所管大臣（事業所管省庁）に送付することも可能です。

申請書入力イメージ

The screenshot shows the e-Gov application interface. At the top, there's a progress bar with three stages: '申請書入力' (Application Form Input), '申請内容確認' (Application Content Confirmation), and '提出完了' (Submission Complete). The current stage is '申請書入力'. Below this, there's a section for '1. 基本情報' (Basic Information) with a sub-section for '申請者情報' (Applicant Information). This section contains fields for '法人名' (Company Name), '申請者氏名' (Applicant Name), and '住所' (Address). Below this is the '連絡先情報' (Contact Information) section, which also has fields for '法人名', '連絡先氏名', and '住所'. A 'プレビュー' (Preview) button is visible. The next section is '2. 経済安全保障推進法の特定社会基盤業務の安定的な提供の確保に関する制度における導入等計画書等の届出' (Submission of plans for stable provision of specific social infrastructure services under the Economic Security Promotion Act). It includes a '申請する様式一覧' (List of application forms) and a '添付書類' (Attachments) section. The '添付書類' section has a '書類を添付' (Attach documents) button. At the bottom, there are buttons for 'キャンセル' (Cancel), '申請データを保存' (Save application data), '一時保存して中断' (Save temporarily and interrupt), and '内容を確認' (Check content).

初回は、申請者情報及び連絡先情報((法人の場合)法人名、申請者氏名、住所)を設定してください

次回以降、申請者情報及び連絡先情報は初期表示されますので、入力不要です

※参考

e-Govを初めてお使いの方へ
(e-Gov電子申請HP)

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner>



QRコードからも
リンク可能です

内容を確認し、提出が完了します

STEP3 変更する情報の提供

提供した情報を変更する場合、変更する情報の提供が必要ですか？

提供した情報に変更がある場合、特定社会基盤事業者は届け出た導入等計画書について変更の事前届出や事後報告が必要となることがあります。その場合、特定重要設備の供給者や構成設備の供給者は変更する情報を特定社会基盤事業者や事業所管大臣へ提供する必要があります。具体的には、主に以下のような場合に情報の提供が必要です。

1 特定重要設備の供給者の方

(1) 変更の前に情報提供が必要な場合

特定重要設備の「導入前」の変更に限ります。導入の時期は、特定社会基盤事業者にご確認ください。

- ◆ 特定重要設備の供給者に関する事項
 - ① 供給者の名称（個人の場合は氏名）・住所（国の変更のみ）・設立準拠法国等（個人の場合は国籍等）
 - ② リスク管理措置の実施状況
 - ③ 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地（国の変更のみ）
- ◆ 特定重要設備に関する事項
 - ④ 特定重要設備の種類、名称、機能

(2) 変更の後に情報提供が必要な場合

特定重要設備の「導入前」の変更に限ります。導入の時期は、特定社会基盤事業者にご確認ください。

- ◆ 特定重要設備の供給者に関する事項
 - ① 代表者の氏名
 - ② 供給者等の議決権の5%以上を直接保有する者に関する情報（新たに5%、25%、3分の1、50%以上となる場合）
 - ③ 供給者の役員の氏名、生年月日、国籍等
 - ④ 過去3年間に於いて、外国政府等との取引に係る売上高が供給者の取引高の総額に占める割合が25%以上である場合、事業年度、その相手国、総額に占める割合

特定重要設備の供給者は、構成設備の供給者の情報を取得し、特定社会基盤事業者へ提供する場合があります。

2 構成設備の供給者の方

(1) 変更の前に情報提供が必要な場合

特定重要設備の「導入前」の変更に限ります。導入の時期は、特定社会基盤事業者や特定重要設備の供給者にご確認ください。

- ◆ 構成設備の供給者に関する事項
 - ① 供給者の名称（個人の場合は氏名）・供給者の住所（国の変更のみ）・設立準拠法国等（個人の場合は国籍等）
 - ② リスク管理措置の実施状況
 - ③ 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地（国の変更のみ）
- ◆ 構成設備に関する事項
 - ④ 構成設備の種類、名称、機能

(2) 変更の後に情報提供が必要な場合（導入前）

特定重要設備の「導入前」の変更に限ります。導入の時期は、特定社会基盤事業者や特定重要設備の供給者にご確認ください。

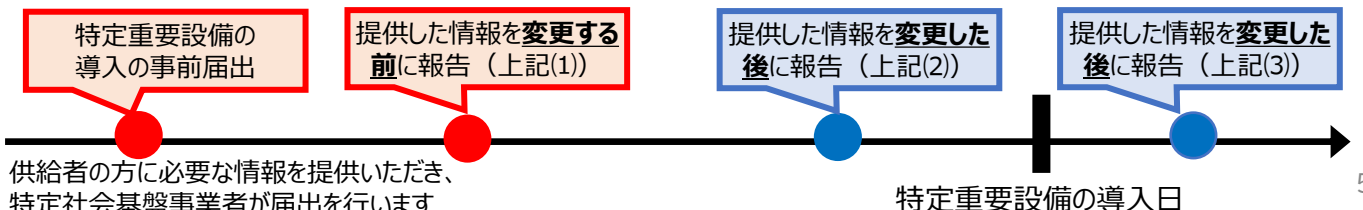
- ◆ 構成設備の供給者に関する事項
 - ① 代表者の氏名
 - ② 供給者等の議決権の5%以上を直接保有する者に関する情報（新たに5%、25%、3分の1、50%以上となる場合）
 - ③ 供給者の役員の氏名、生年月日、国籍等
 - ④ 過去3年間に於いて、外国政府等との取引に係る売上高が供給者の取引高の総額に占める割合が25%以上である場合、事業年度、その相手国、総額に占める割合

(3) 変更の後に情報提供が必要な場合（導入後）

特定重要設備の「導入後」の変更も、報告が必要となります。情報提供の要否については、特定社会基盤事業者や特定重要設備の供給者にご確認ください。

- ◆ 構成設備に関する事項
 - ① 構成設備の種類、名称又は機能の変更

<変更イメージ>



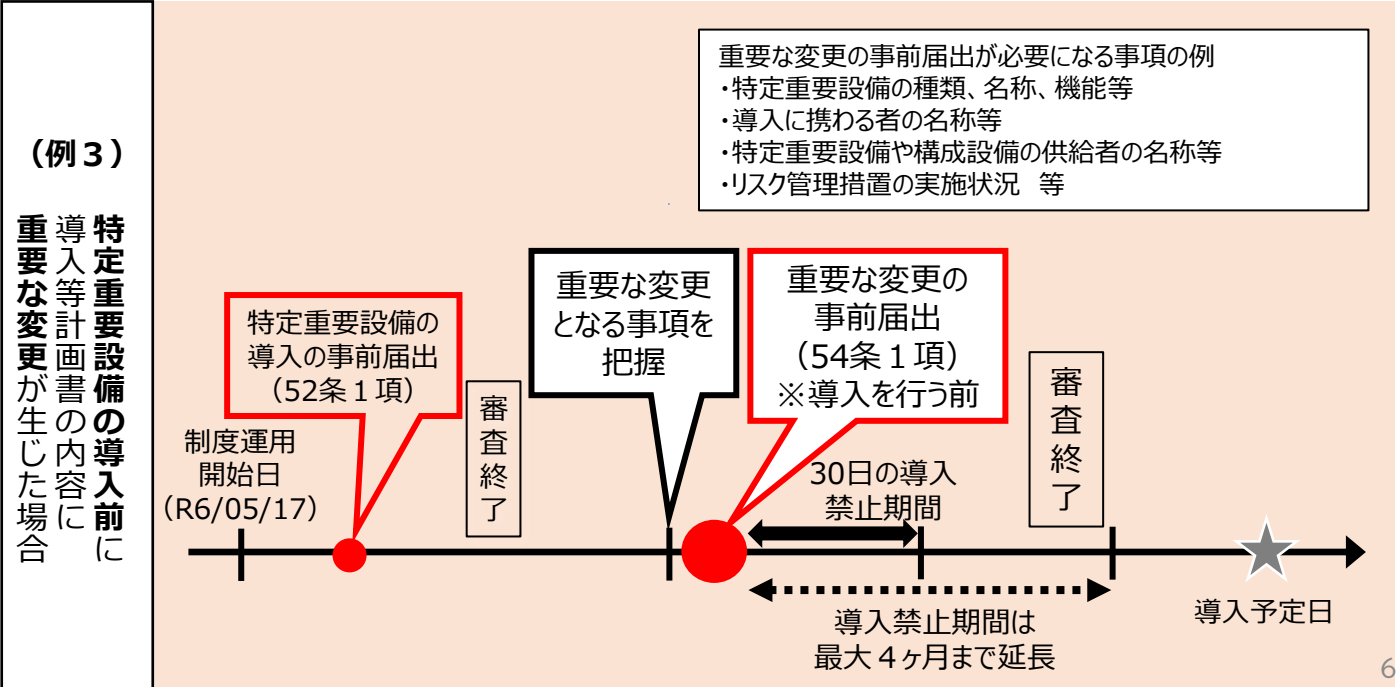
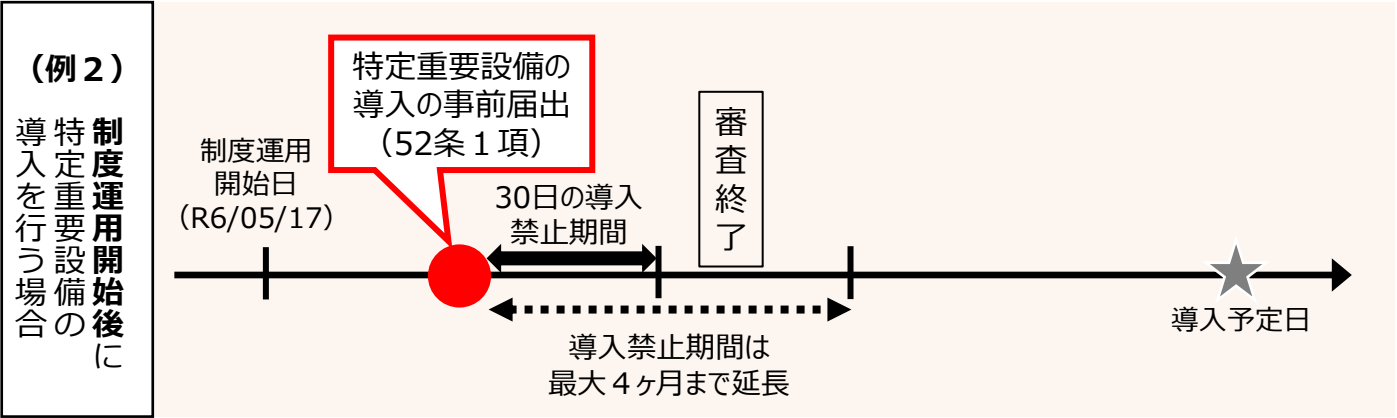
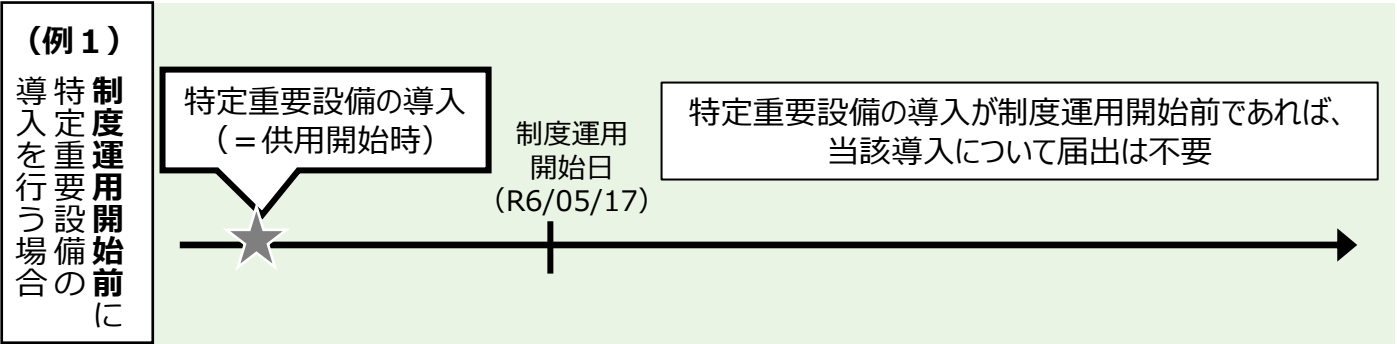
STEP3 変更する情報の提供

いつ事業所管大臣へ情報の提供が必要ですか？

特定社会基盤事業者指定された事業者は、半年間の経過措置期間終了後、新たに特定重要設備を導入する場合（システム更改等も該当し得ます）、事業所管大臣に届出が必要になります。

その場合、特定重要設備や構成設備の供給者は、特定社会基盤事業者や事業所管大臣へ情報提供する必要がある場合がありますので参考までに特定重要設備の導入をする際の届出から導入までの流れを以下のとおり例示します（※）。

（※）令和5年11月16日に指定された特定社会基盤事業者の場合の例です。令和5年11月17日以降に指定された特定社会基盤事業者の場合は、「制度運用開始日（R6/05/17）」を経過措置期間終了日の翌日に置き換えてご参照ください。



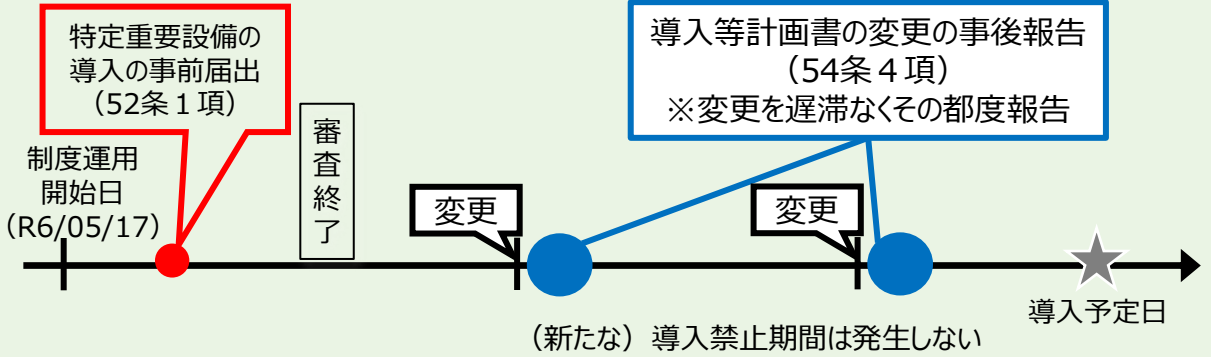
STEP3 変更する情報の提供

(例4)

特定重要設備の導入前に導入等計画書の内容に変更(重要な変更及び軽微な変更を除く)が生じた場合(注)

導入等計画書の変更の事後報告が必要になる変更事項の例

- ・導入の時期
- ・特定重要設備や構成設備の供給者の
 - ・代表者、役員の氏名等
 - ・議決権保有比率の一定割合保有者等
 - ・過去3年の外国政府等との売上高 等



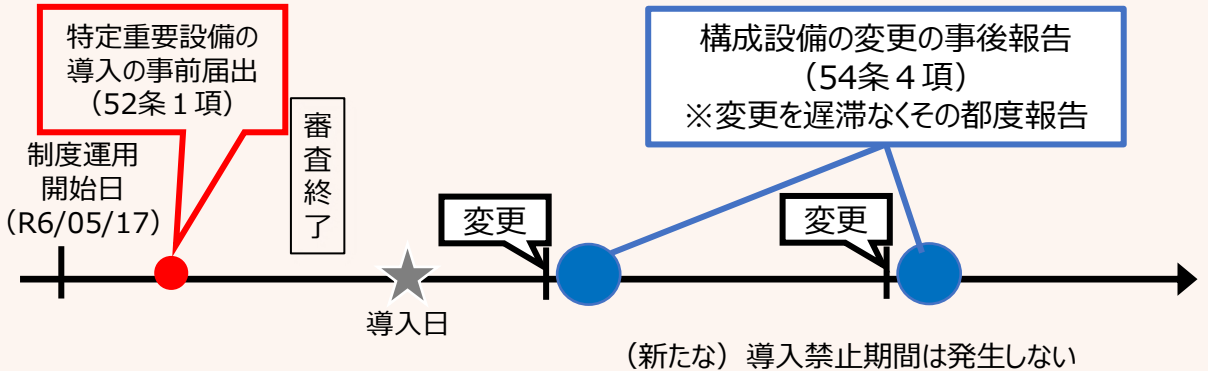
(注) 軽微な変更とは、変更があっても事前届出や事後報告が不要なものをいいます。

(例5)

特定重要設備の導入後に構成設備を変更した場合

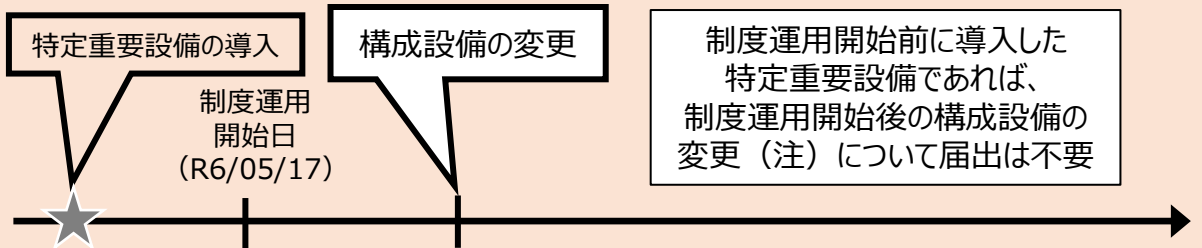
特定重要設備の導入後に変更の事後報告が必要になる事項

- ・構成設備の種類、名称、機能



(例6)

制度運用開始前に導入した特定重要設備の変更を行う場合



(注) 特定重要設備自体の交換に該当する場合や特定重要設備の機能に関する変更であれば新たな特定重要設備の導入となる。

特定重要設備・構成設備を供給する方等のご協力のもと、特定社会基盤事業者において、講じられるリスク管理措置の例について、概要を以下に記載しておりますので、ご確認ください。

※全ての項目を常に実施することを求めるものではありません。

※詳細は主務省令をご確認ください。

※以下はこれらの措置を行うことが主に想定される方を記載したものです。その他の事項についても、特定社会基盤事業者から協力を求められることがありますので、特定社会基盤事業者と協議を行ってください。

1 特定重要設備の供給者の方のご協力のもと取組む事項

(※⑦については導入に携わる方も該当)

届出様式上の番号↓

(第三者による) 受入検査等の検証体制の構築、脆弱性検査の実施	①-1
情報セキュリティ要件(最新のセキュリティパッチや不正プログラム対策ソフト等)の実装	②-1
品質保証体制の確立	③-1
開発・製造過程における不正な変更等の定期的又は随時の確認	④-1
開発・製造環境への物理的(入退室管理)及び論理的な制御(システムへのアクセス制御)	⑤-1
供給者・導入に携わる者が、設備設置時に不正な変更等を加えること防止する体制	⑦
不正な変更のおそれの原因究明体制の担保	⑧-1
供給者によるサービス保証(故障対応や脆弱性対応等)	⑨-1
サービス保証が受けられなくなった場合の代替手段の検討	⑩-1
設備に対するアクセスの制御及び不正アクセスの監視の仕組みの実装	⑬
過去3年間の国内関連法規・国際的な基準の違反の確認	⑭-1
外国の法的環境等による契約違反が生じたおそれがある場合の報告義務	⑮-1
供給者に関する詳細な情報提供の担保	⑰

2 構成設備の供給者の方のご協力のもと取組む事項

(第三者による) 受入検査等の検証体制の構築、脆弱性検査の実施	①-2
情報セキュリティ要件(最新のセキュリティパッチや不正プログラム対策ソフト等)の実装	②-2
品質保証体制の確立	③-2
開発・製造過程における不正な変更等の定期的又は随時の確認	④-2
開発・製造環境への物理的(入退室管理)及び論理的な制御(システムへのアクセス制御)	⑤-2
不正な変更のおそれの原因究明体制の担保	⑧-2
供給者によるサービス保証(故障対応や脆弱性対応等)	⑨-2
サービス保証が受けられなくなった場合の代替手段の検討	⑩-2
過去3年間の国内関連法規・国際基準の違反の確認	⑭-2
外国の法的環境等による契約違反が生じたおそれがある場合の報告義務	⑮-2
供給者に関する詳細な情報提供の担保	⑰

(参考) 特定社会基盤事業者が自ら対応する事項

(第三者による) 受入検査等の検証体制の構築、脆弱性検査の実施	①
インターネット接続時の不正アクセス防止機能実装、マニュアル整備	⑥
サービス保証が受けられなくなった場合の代替手段の検討	⑩
不正な妨害が行われた場合でも役務の提供を継続できる体制の整備	⑪
インシデント発生時の対応方針や体制の整備	⑫
不正なアクセスの制御及び監視の仕組みの実装	⑬
映像機器の情報の取扱いの適切性確認(特定重要設備の設置場所)	⑯

どこに相談すればいいですか？

特定社会基盤事業者を含む関係事業者等からの特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、必要な助言その他の援助を行うこと等を目的に、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の相談窓口を各府省庁に設置しています。特定の事業に関する相談については、下記の各省庁の窓口にお問い合わせください。（メールの際は下記アドレスの「※」を「@」に変更して送信してください。）

電気・ガス・石油、クレジットに関する問い合わせ先（資源エネルギー庁、経済産業省）

○電気に関する問い合わせ先

資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課、電力産業・市場室

○ガスに関する問い合わせ先

資源エネルギー庁電力・ガス事業部 ガス市場整備室

○石油に関する問い合わせ先

資源エネルギー庁資源・燃料部 燃料供給基盤整備課、燃料流通政策室

○クレジットカードに関する問い合わせ先

経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課



水道・鉄道・貨物自動車運送・外航貨物・航空・空港に関する問い合わせ先（国土交通省）

○水道に関する問い合わせ先 水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

○鉄道に関する問い合わせ先 鉄道局総務課企画室

○貨物自動車運送に関する問い合わせ先

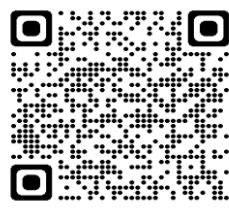
物流・自動車局貨物流通事業課

○外航貨物に関する問い合わせ先 海事局外航課

○航空に関する問い合わせ先 航空局航空ネットワーク部航空事業課

○空港に関する問い合わせ先 航空局航空ネットワーク部

航空ネットワーク企画課、首都圏空港課、近畿圏・中部圏空港課



電気通信・放送・郵便に関する問い合わせ先（総務省）

○国際戦略局参事官室（essential-infrastructure-services※soumu.go.jp）

金融に関する問い合わせ先（金融庁、農林水産省）

○金融庁総合政策局リスク分析総括課経済安全保障室（infrastructure01※fsa.go.jp）

○農林水産省経営局金融調整課（infrastructure※maff.go.jp）

本法律に関する全般的な問い合わせ先（内閣府）

○内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定社会基盤役務担当）

https://form.cao.go.jp/infra_keizaiampo/opinion-0001.html#toiawaseform

